

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	地方公共団体に対する員外貸付制限の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線3577) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和2年6月30日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【課題】 信用協同組合は、組合員の相互扶助を目的とした非営利法人であり、組合員を対象とした貸付けを行うことを原則としているところ、例外的に組合員向けの貸付けを妨げない限度において、組合員以外の者に対する貸付け(以下「員外貸付」という。)も認められている。員外貸付先の一つとして、地方公共団体が認められているが、他に認められている員外貸付先と合計して、貸付等総額の20%までとした量的制限が設けられている。信用協同組合と地方公共団体の間では連携協定の締結等、地域活性化に向けた連携強化が成されているが、地方公共団体向け貸付けの量的制限により、適時での貸付けが不可能となる等、両者間の連携強化の障害となるおそれ。</p>	
	<p>【改正の内容】 地方公共団体について、信用協同組合が定款で定める地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする地方公共団体と地域活性化に資するために連携協定の締結を行っている場合に限り、信用協同組合における員外貸付の量的制限の枠外とする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	中小企業等協同組合法施行令第十四条第二項
想定される代替案	全ての地方公共団体向け貸付けを員外貸付の量的制限の枠外とする。	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	地方公共団体向けの貸付けに伴い必要となるリスク管理等に関しては、既存のリスク管理の中で対応を図っており、追加で過大な遵守費用が発生することは見込まれない。	本案と同様、追加で過大な遵守費用が発生することは見込まれない。(ただし、代替案は、全ての地方公共団体向け貸付けを員外貸付の量的制限の枠外とすることから遵守費用は本案を上回る。)
(行政費用)	地方公共団体向け貸付けが増加し、そのリスク管理の状況等をモニタリングする必要が生じると考えられるが、信用協同組合のリスク管理等については、これまで行政によるモニタリングが行われており、新規の業務が発生するものではないことから、追加で過大な行政費用が発生することは見込まれない。	本案と同様、追加で過大な行政費用が発生することは見込まれない。(ただし、代替案は、全ての地方公共団体向け貸付けを員外貸付の量的制限の枠外とすることから行政費用は本案を上回る。)
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	一部地方公共団体に対する貸付けが員外貸付の量的制限から除外されることで、信用協同組合が地方公共団体の資金需要に応えることが可能となる。	本案と同様の効果が期待できる。(なお、代替案は全ての地方公共団体向け貸付けを員外貸付の量的制限の枠外とするものの、地方公共団体はその区域の信用協同組合からも資金の貸付けを受けられることから、代替案で発生する追加的な便益は限定的である。)
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	本案の実施により、地方創生を牽引する地方公共団体とその地域の金融機関である信用協同組合の一層の連携強化が果たされ、地域活性化に繋がることが期待される。	信用協同組合が定款で定める地区の全部又は一部をその区域としない地方公共団体への員外貸付が増加することにより、信用協同組合の本旨である組合員の相互扶助や地域活性化に寄与し難いおそれがある。
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>(本案の場合) 地方創生を牽引する地方公共団体とその地域の金融機関である信用協同組合の一層の連携強化が果たされ、地域活性化に繋がることが期待できる。一方、追加で過大な費用が発生することは見込まれず、便益が費用を上回るものと考えられる。</p> <p>(代替案の場合) 本案と代替案を比較すると、代替案においては、本案と比べて費用が上回る一方、追加的に得られる便益は限定的であると考えられるほか、副次的な影響において、信用協同組合の本旨である組合員の相互扶助や地域活性化に寄与し難いおそれがあるため、本案による改正が適当であると考えられる。</p>	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	本改正後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		